

令和8年度みやこ町農林産物品評展示会実施要領

1. 趣旨

この品評展示会は、町内における農産、園芸、畜産及び林産の技術向上、農林産物の品質向上並びに消費の拡大を図り、みやこ町の農林産業の振興に寄与することを目的とする。

2. 開催期間及び会場

この品評展示会の開催期間は、令和8年11月14日（土）、15日（日）とし、みやこ町犀川体育館において開催する。

3. 出品物

- (1) 出品物は、別紙に定める規格等に基づき出品されるものとする。
- (2) 出品物は、町内において出品者自らが生産加工したものとする。
- (3) 出品物は、品評展示会終了後、販売するものとする。なお、この売上金は社会福祉の向上のほか、災害被災地支援等のために寄贈し、出品者には返却しない。
- (4) 出品に要する経費は、出品者の負担とする。
- (5) 天災その他不可抗力による出品物の損害については、町はその責任を負わない。

4. 出品手続き

- (1) 駐在員が区内の出品者分を取りまとめる場合は別紙様式①を、また、個人が出品する場合は別紙様式②を、11月10日（火）までに産業振興課又は町内各地区のアグリセンターへ提出する。
- (2) 出品物には、種類（作物）名、品種名並びに出品者の住所及び氏名を記載した標札を添付し、11月13日（金）午前9時00分から11時までの間に、会場へ搬入するものとする。

5. 審査

- (1) 町長は、審査委員長及び審査委員を関係機関の職員の中から委嘱し、審査委員長は補助者を指名する。
- (2) 審査委員長は、審査を掌理する。審査委員及び補助者は審査委員長の指揮を受け、審査に従事する。
- (3) 出品者は、審査を拒み、審査の決定に異議を申し立て、又は褒章を辞することはできない。

(4) 審査は、令和8年11月13日(金)午後1時30分からみやこ町犀川体育館で行う。

6. 表 彰

(1) 審査委員による審査の結果、優良と認められたものは、その出品者に次の褒賞を授与する。

特別賞(5品)

優秀賞(10品以内)

優良賞(30品以内)

(2) (1)の各賞を受賞した者には、受賞した賞に応じ、次に掲げる賞品等をおくる。

特別賞：相当程度 優秀賞：3,000円程度 優良賞：2,000円程度

(3) 表彰は、令和8年11月15日(日)午後2時40分から産業祭イベント会場ステージにおいて行う。

(4) 出品者には参加賞をおくる。

7. 補 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

農林産物品評展示会実施要領の6. 表彰の関係について

特別賞は、次のものとする。

- ① 町長賞
- ② 福岡京築農業協同組合長賞
- ③ 京都森林組合長賞
- ④ 国府の郷賞
- ⑤ 四季犀館賞